

平成 20 年 3 月

# 太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成 2 0 年 3 月 6 日

福岡県太宰府市議会

## 1 議事日程

〔平成20年太宰府市議会第1回（3月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成20年3月6日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第9号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について  
日程第2 議案第12号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について  
日程第3 議案第21号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第22号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第23号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第24号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第25号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第26号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第27号 太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について  
日程第10 議案第28号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について  
日程第11 議案第29号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第12 議案第30号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について  
日程第13 議案第31号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第14 請願第1号 JR不採用問題の早期解決を求める請願  
日程第15 意見書第1号 介護労働者の待遇改善を求める意見書

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	中林宗樹	議員	副委員長	安部陽	議員
委員	不老光幸	議員	委員	安部啓治	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	原田久美子	議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（11名）

市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	松永栄人
健康福祉部子育て支援担当部長	村尾昭子	市民課長	武藤三郎
環境課長	蜷川二三雄	人権政策課長	津田秀司

福祉課長 新納 照文  
国保年金課長 木村 裕子  
保健センター所長 和田 敏信

高齢者支援課長 古野 洋敏  
子育て支援課長 花田 正信

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 白石 純一  
議事課長 田中 利雄  
書記 浅井 武

開会 午前10時00分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） それでは、ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されております案件は、住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法1件、条例の制定1件、条例の改正6件、条例の廃止1件、補正予算4件、請願1件、意見書1件、その他陳情・要望が2件送付されています。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第9号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について

委員長（中林宗樹委員） 日程第1、議案第9号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を議題とします。

執行部に補足説明を求めます。

市民課長。

市民課長（武藤三郎） 今回住居表示を実施します区域につきましては吉松区、向佐野区のそれぞれの一部でございます。住居表示の方法につきましては、太宰府市住居表示実施基準要綱第2条に基づきまして街区方式といたします。実施区域を決めるに当たりまして、昨年住居表示を実施いたしました区域との境界、それから公共的な施設であります高速道路、それから県道福岡筑紫野線と大野城市との境界で区分したものでございます。また、太宰府市住居表示審議会に諮問しました結果原案のとおり実施すべきとの答申を得ましたので、今回ご提案をするものでございます。それにつきまして議会の議決を求めますのでよろしくご審議願います。

それから、町割り、町名につきましては、今後4月に入りまして、地元合同役員会を開催しまして決めていただきまして、その後、住居表示審議会に町割り、町名の諮問をいたしまして、答申をいただいてその後再度6月定例議会に町割りと町名の提案をする予定にしております。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

委員長（中林宗樹委員） 無いようですので、これで質疑は終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第9号につきましては、可決すべきものと決定しました。

可決 賛成5名、反対0名 午前10時02分

~~~~~

## 日程第2 議案第12号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について

委員長（中林宗樹委員） 日程第2、議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

それにつきまして、委員長からのお願いですが、後期高齢者医療制度について12月議会で制度の説明を受けておりますけれども今一度ここでご説明いただいて、議案の補足説明をお願いしたいと思います。

（国保年金課長「はい委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） それでは、議案の説明の前に、後期高齢者医療制度の概要について説明させていただきます。お手元に冊子をお配りしていますので、その冊子で説明させていただきます。

まず、2ページをお願いします。基本的に後期高齢者医療制度は75歳以上の方と65歳以上の一定の障害があると認定された方が加入する高齢者の医療制度です。65歳以上から74歳までの一定の障害がある方については、広域連合に加入するかしないかは選択できます。後期高齢者医療制度の運営は福岡県後期高齢者医療広域連合という組織が運営いたします。この連合が福岡県下全市町村が加入した広域連合になります。

3ページですが、後期高齢者医療では、今まで社会保険に加入されていたり、国民健康保険に加入されていた方々は、その資格はなくなります。後期高齢者医療制度そのものに加入することになります。今までは、老人受給者証と本来の国民健康保険証や社会保険証と2つを持って病院に行かなければならなかったのですが、4月からは後期高齢者医療の保険証を1枚持って行けば医療サービスを受けられるということになります。保険証は1枚だけです。そして保険料は、原則として年金から天引きをされます。これはまた、あとのページでご説明します。

今まで、社会保険の扶養に入っていた方は、基本的に保険料の負担は無かったのですが、後期高

高齢者医療では、一人一人に保険料が掛かりますので、今まで社会保険の扶養になっていた方も新たに福岡県の後期高齢者医療保険料というものを払うようになります。自己負担についてはこれまで同様に1割または3割の窓口負担があります。給付については、老人保健制度同様の給付が受けられます。

次に5ページをお願いします。保険料の決まり方なのですが、窓口などで一部負担を払った残りの部分を広域連合が医療給付費として病院に払うわけですが、その医療給付費の5割を税金で賄います。国と県と市の税金で賄います。1割を後期高齢者の方自身の保険料で賄うこととなります。残りの4割を現役世代の保険料で賄います。社会保険とか国民健康保険とか共済組合とかそういった医療保険が4割を賄います。ただし、国民健康保険で言えば、その4割のうちの約50%が税金で補助があります。純粋に国民健康保険の被保険者の方が負担するのは2割程度ではないかと思えます。

6ページをお願いします。福岡県の保険料です。保険料は、その県の医療費によって決まりますので、福岡県として算定しております。均等割が1年間に50,935円、所得割が9.24%。この保険料がそれぞれの被保険者の方に賦課されます。軽減措置が7ページにあります。今までの国民健康保険と同様に世帯の所得に応じて均等割の部分を7割、5割、2割の軽減措置が設けられます。今まで2割軽減については、ご本人の申請がないとできなかったのですが4月以降は職権で適用できますので、ご本人の申請がなくても対象になる方は、均等割2割軽減で賦課をさせていただきます。

後期高齢者に入るまで社会保険の被扶養者であった方、今まで保険料が全く掛かってなかった方については、特例措置として、当初2年間均等割を半額にすることになっていましたが、特例でさらに平成20年4月から9月までは保険料の負担はなしと、10月から3月までの後半の半年については9割を軽減することになりました。実質的に平成20年度の保険料は半年で2,540円ということになっております。

次の8ページ9ページは、具体的に保険料のモデルケースが載っておりますので、後でご覧いただきたいと思えます。

10ページの保険料の納め方ですが、原則として年金から天引きになります。天引きされる年金の受給者は、年間18万円以上の年金をもらってある方、介護保険と後期高齢者医療の保険料を合わせた額が年金額の2分の1以下、今介護保険料はすでに年金から天引きされていますが、新たに後期高齢者医療の保険料を引くと手取りが半分以下になる方については、後期高齢者医療保険料は天引きをいたしません。それ以外の方は普通徴収になりますので、市から納付書をお送りすることになります。今まで老人保健については滞納したことを理由に保険証を交付しないということではなかったのですが、今回長期の滞納がある場合には、場合によっては資格証明書を発行するということが法律に定められるようになっております。

給付の内容は今までどおりの内容で11ページにありますように同様の給付が受けられます。

12ページ、高額療養費の自己負担限度額についても今までと同様です。新設されたものが、後期高齢者医療と介護保険の両方を利用して1年間に支払った自己負担額が高額になったときは、一定

の基準で払い戻しが受けられます。これは、8月から翌年7月までの1年間でトータルして計算しますので平成21年の7月以降に発生することになります。

14ページですが、国民健康保険では、葬祭費が4万円なのですが、福岡県の後期高齢者医療連合会の方では3万円というふうに条例を規定していますので4月以降は3万円に変更になります。

以上が高齢者医療制度の概要になります。

委員長（中林宗樹委員） ありがとうございます。

それでは、議題の方の補足説明をお願いします。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） それでは、議案第12号太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の40ページからになります。この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして市が行うべき高齢者医療の事務について定めたものです。

主なものといたしましては、41ページの第2条、申請や届出の、おもに窓口に関する事務の規定になります。第3条は保険料の徴収に関する事務について定めております。保険料を徴収される対象被保険者及び普通徴収に係る保険料の納期を定めております。44ページの附則第2条です。社会保険の被扶養者であった方の普通徴収での納期を定めております。初めの半年の保険料がゼロですので、1期目が10月からになりまして、10月から3月までの6回で2,540円を分けてお支払いいただくというふうに定めております。

以上がこの条例の主なものでございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（藤井雅之委員「はい、委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 一点お伺いします。

第5条の督促のところですけども、「市長は被保険者または連帯納付義務者が納期限までに保険料を完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」とありますけども、これはいきなり督促状を送って初めて、被保険者の方が払えない場合も、いきなり督促状を送って対応するのでしょうか。

それと、課長が制度の説明の中で言われた長期の滞納の基準ですね。長期というのは具体的に何ヶ月とか、基準というのはあるのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 督促状に関しましては、収納事務を納税課が行うようになりますが、通常の税金などと同様にシステムとして業務を行うと思いますので、一定のルールで出力されるものと思っております。

長期滞納というのは、原則として納期限から1年以上滞納されるということになります。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） いくつか質問したいと思います。1項目ずつお聞きしたいと思います。

まず第1に、後期高齢者医療制度ができますと、事務量が増えると思いますが、その件について国の方に全国議長会の方から事務量が増えるために費用的なものも考慮をお願いするという要望を出してはいたけど、その件はどのようになっていますでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 担当といたしましても、やはり事務的な負担はかなり増えるものと理解しております。医療費とか、新たにシステムを開発しなければならないとか、創設に関する費用については国から一定の補助金をいただいていますけれども通常の運用に係る費用、ランニングコストについては対応がないと思いますので、そういうところは、私どもとしても関係組織を通じて国に要望していきたいと考えております。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 2点目ですけれども、現状の保険制度で、例えば、配偶者がおられるとしますよね。保険税を主で払っている方が、75歳になって配偶者はまだ75歳前の場合に当然、高齢者になった本人は後期高齢者医療制度に移行するのですが、配偶者はそのまま国民健康保険に残ってらっしゃいますよね、そういった場合、保険税ですけど従来の払っていた保険税が配偶者だけになった場合にも同じように払った上に本人は後期高齢者医療の保険料を払わなければならないかどうかその点はどうなっていますでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 保険料の支払方法については、社会保険と国民健康保険とでは基本的に違うのですが、国民健康保険の場合、例えば77歳の夫、73歳の妻。二人とも国民健康保険に入っていたとします。所得は、妻は基本的に基礎年金だけで課税所得は無い。夫は厚生年金で課税所得があって世帯として国民健康保険税を払っていらっしゃる。この世帯の場合、夫が後期高齢者に移行しますと、国民健康保険には73歳の妻だけが残るわけです。65歳以上の方が同一加入者の国民健康保険の方が後期高齢者医療に移行したために単身になった場合は、平等割、国民健康保険の場合世帯で掛かる部分があるのですが、その平等割を5年間半額にするという軽減措置が設けられております。所得割は当然掛かりませんので、均等割と平等割が半額だったと思います。様々な条件があるのですが、いろんなタイプで軽減措置が設けられるようになっています。

たとえば、社会保険だったら、それが倍ですね。社会保険だった場合は当然妻が73歳で扶養であった場合は、夫は後期高齢者医療に移行して妻は今までの社会保険の扶養から国民健康保険になるわけですが、その方も2年間は平等割を半額にするとか、そういった軽減措置が設けられております。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 次ですが、小冊子5ページで、医療費の総額から公費が5割、個人が1割と



なっていますが、これは今年度の総額が出た結果をみて次年度あるいはまたその次の年で見直しをされるのか、最初の予定と実際は違うわけですよね、そこで総額がこういうふうに分けてあるのですが、何年間か予測で固定されるのか、年度ごとに見直しをされるのか、その点はどんなふうになるのですか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 今年の保険料は、過去の実績の医療費をもって計算されています。今後2年ごとに財政見直しをされるようになっておりますので、2年後にまた新たに保険料が算定されるものと思います。

（不老光幸委員「ありがとうございました、これで終わります」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 一点目がですね、第6条第5項に連帯納付義務者という表現があるのですが、これは、申請の時にそういう義務者を指定するのでしょうか。

ちょっと意味がわからないので説明していただけますでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 連帯納付義務者は世帯主ですね。たとえば擬制世帯では被保険者が世帯主で無い場合は、社会保険の世帯主の方に擬制世帯として納付書が送致されますから納税義務者は被保険者でなくても世帯主であれば納税義務者になると解釈しています。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 自動的に設定されているというふうに解釈していいですね。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 申告して、この方が納税義務者であるということではありません。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） それからですね、これは、年金から天引きされるということでございますけれども、確信はないのですが、年金を担保にお金を借りている方がいるのかどうか、分かりませんが、そういうふうな話しを世間で聞くのですよ。そういう場合、担保されているわけですから、市の窓口で天引きされると困るとか、そういう相談がくる可能性があるわけですよね。そういう場合の対応は考えられておりますか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 年金担保での貸付は民間では違法です。正式に公的な機関から認定された金融機関だけが年金を担保に融資できることになっておりますので、合法的に借りてらっしゃる方については多分そちらが優先されるのであろうと思います。民間で違法に貸し付ける金融業者がありますが、まずは本人に年金が給付されるのが優先されますから、そういう方の場合は先に社会保険庁の方で年金から保険料を天引きした後に本人の口座に振り込みますからそういうことになるのだと思います。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 今の説明だと合法的な部分、非合法的な部分があるのではないかということですね、これは相談のケースがある可能性がありますので、やはり窓口としては法的根拠をきちんと持ったところで判断できるように準備しておいてください。

それからですね、さっきの小冊子の中に、3ページも全員加入の中に障害があると認定された65歳以上の方ですね、これは一定の障害というのはどの程度なのか、はっきり明言しておいていいのではないかという気がするのですが、どの程度の障害を指すのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 基本的には重度心身障害者医療の助成の対象になっている方、医療証を持っておられる方は、基本的にこの制度に加入できます。

具体的に言いますと、身体障害者手帳の1級または2級とか療育手帳の判定がAの方、身体障害者手帳3級でかつ療育手帳の判定がBの方とか基準がありますが、その一定基準に当てはまる方が本人自身で入らないという申し出がない限りは後期高齢者医療に今回自動的に移行するようにしております。

委員長（中林宗樹委員） 他にありませんか。

安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 保険料の納め方で、小冊子10ページです。普通徴収と特別徴収。結局18万円以上の年金の方は年金から天引きですが、これに満たない方はどれくらいおられるのか。

それから、18万円ということは月に1万5千円くらいしかないのですよね。例えば18万円くらいの方がいくらくらい徴収されるのか、参考までにお聞きします。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 今現在、全体の対象者数が6,366人、戸別徴収の方が4,371人、普通徴収の方が1,995人。この普通徴収1,995人の中には今現在社会保険に加入されている方は全て含まれております。社会保険の方は852人なのですが、この方々はまだ本人なのか被扶養者なのかの情報がありませんので、4月からの年金天引きにはとりあえず外して全て普通徴収に回しております。その後社会保険庁の方から情報が来次第、本人か被扶養者の判定をしてそれぞれの保険料を確定した後、10月から年金天引きを開始する予定にしております。

まったく年金の情報がないという方は738人いらっしゃいました。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 年金が18万円の方ですね。これがどれくらいの保険料を納めなければならないのですか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 年金が18万円ということは、所得割は掛かりません。単身世帯であれば均等割の7割軽減に該当すると思います。それで7割軽減であれば、年額50,935円の7割軽減ということになりますので1年間に15,280円。月に約1,270円の計算になります。

委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はありませんか。

(国保年金課長「委員長」と呼ぶ)

委員長(中林宗樹委員) はい、国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 先ほど第6条関係の連帯納付義務者は正しいところをさらに調べまして後ほどご回答したいと思います。

委員長(中林宗樹委員) 原田久美子委員。

委員(原田久美子委員) 第4条の普通徴収方法に関する件なのですが、6期の12月1日から、同月の25日までとなっていますが、25日というのはどういう理由で25日になっているのかお聞きしたいと思います。

委員長(中林宗樹委員) 国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 年末年始の休暇を外しているからだと思います。

委員長(中林宗樹委員) 原田久美子委員。

委員(原田久美子委員) 年末年始になるということであれば、第7期の1月1日からというのもおかしいのではないかと思います。1月1日も年末年始にかかりますし。

委員長(中林宗樹委員) 国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 申し訳ありません。これも調査させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

委員長(中林宗樹委員) 藤井雅之委員。

委員(藤井雅之委員) この後期高齢者医療に関する条例は、昨年の12月議会でも中止を求める請願の紹介議員になったこともありますし、福岡県の保険料の均等割の率は全国でも北海道に続いて9.24%と2番目の高さで、保険料は全国1位の均等割額は50,935円となっておりますし、お年寄り対象の負担増が拭えない中で、国会の方では衆議院で野党4党により後期高齢者医療制度の廃止法案を提出しております。全国でも中止や撤回や見直しを求める意見書が地方議会にて2月21日までに512議会で可決されている状況がありますので、この条例については賛成することはできません。

委員長(中林宗樹委員) 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(大多数挙手)

委員長(中林宗樹委員) 大多数挙手です。

したがって、議案第12号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 4 名、反対 1 名 午前10時33分

~~~~~

日程第 3 議案第21号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

委員長（中林宗樹委員） 日程第 3、議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 議案第21号の太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、本年 4 月からの高齢者の医療の確保に関する法律が実施されることに伴い改正されるものです。新旧対照表の24ページをお願いします。第 8 条の第 2 項に「高齢者の医療の確保に関する法律」を加えております。それから第 9 条は保険事業の整理をしております。今までは老人保健法に基づく保険事業として位置づけられていましたけれども今回特定健康診査及び保健指導以外に新しい条例にあります 4 項目が定められております。改正前の項目にあります成人病その他の疾病の予防以下の保険事業については健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられております。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（藤井雅之委員「はい、委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 新旧対照表の24ページから25ページかけての第 9 条のところ、最後に課長が説明されましたけれども（ 4 ）成人病その他、のところから（ 7 ）母子保健、のところですね、健康増進法になると言われましたが、これは引き続き健康増進法の方で今までと変わらずに行われると理解してよろしいでしょうか。

（保健センター所長「はい」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

保健センター所長（和田敏信） 元々、40歳以上が老人保健法ということで平成19年度まで規定されているわけですが、その中に今言われた項目も全て入っておりまして、それが新しく健康増進法の中に位置づけられるということでございます。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 健康増進法の中に（ 4 ）から（ 7 ）までの具体的な文言が盛り込まれている

ということよろしいのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

保健センター所長（和田敏信） すみません。今手元にその法律を持ってきておりませんが、  
今までと同じようなところを高齢者の医療の確保に関する法律と健康増進法に分けたということに  
なりますので、位置づけられているということでございます。

委員長（中林宗樹委員） 質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（藤井雅之委員「はい」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 先ほど質疑をした点ですけども、（４）成人病その他のところから（７）母子  
保健のところですね、健康増進法等の方で新たに行うということですけど、今までのとおり行わ  
れるのか懸念がありますので、この条例については反対いたします。

委員長（中林宗樹委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、原案のとおり可決する  
ことに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第21号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 4 名、反対 1 名 午前10時39分

~~~~~

日程第 4 議案第22号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

委員長（中林宗樹委員） 日程第 4、議案第22号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の  
一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 議案第22号の「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を  
改正する条例について」ご説明いたします。

新旧対照表の26ページをお願いします。

条文の中の「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更するものでございます。

以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

委員長(中林宗樹委員) 藤井雅之委員。

委員(藤井雅之委員) この議案については賛成をいたしますけれども、改正後も高齢者の医療の確保に関する法律の中で規定されている中に後期高齢者医療制度というのがありますけれども、改正前の老人保健法が廃案になる事実がありますので、この部分については賛成をいたします。

委員長(中林宗樹委員) ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第22号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時41分

~~~~~

日程第5 議案第23号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
について

委員長(中林宗樹委員) 日程第5、議案第23号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 議案第23号の「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

新旧対照表の27ページでございます。

第2条第3項に7号として「高齢者の医療の確保に関する法律」及び4項を加えております。

次の3条及び12条につきましては、制度改正とか根拠法の改正に伴う条文の整備をしているものでございます。実施事業の内容を変更するものではありません。以上でございます。

委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

委員長(中林宗樹委員) 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） この条例で気になるのが、先ほども質疑で出ていましたけれども、重度心身障害者の方が、後期高齢者医療制度の新たな対象者になるということですが、太宰府市内で対象者がどれくらいおられるかお分かりでしょうか。

（国保年金課長「はい、委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） はい、国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 概ね300人ぐらいだと思います。法の25条に該当する方ということになるのですが、その該当者が1月で331人となっています。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） その対象者の方に、後期高齢者医療の制度というのはきちんと理解されているのかというのが一点気になるのです。手話のサークルの方に話を聞きましたが、なかなかこの制度が複雑なものであって、理解するところまでいかないということなのですが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 現在、重度障害者の方で65歳以上で老人保健に加入されていて、今度4月に選択ができる方については個別に文書をお出しして、入るか入らないか選択ができる旨と、入った場合はこうなります。入らなかった場合はこうなります。とう比較表を付けて説明書を差し上げております。その中に「入りません」ということの申請書と一緒に同封をしまして、入らない場合にはその申請書を出すようにお伝えしているのですが、やはり藤井議員がおっしゃられたように非常に複雑で分かりにくいということで、問い合わせのお電話をかなりいただいております。お電話をいただいた方には、お分かりいただけるまで説明をしております。及び、もしこれに入らないと選択された方については、65歳から重度心身障害者医療の助成が受けられなくなるのです。重度心身障害者医療は65歳までと規定がありますので、病院に行った場合、もし国民健康保険の加入者であれば3割払わなければならないこととなりますから、それが不利益になるところです。仮に後期高齢者医療制度に移行した場合の不利益は、今まで被扶養者であった場合は保険料を払わなくてもよかったのに、後期高齢者医療制度を選択し移行した場合は一人一人保険料が掛かりますから保険料負担が新たに出てくるといったことなのです。個々のケースで移行するのが有利なのか、しない方が有利なのかというのはかなり差があると思うのですが、概ね全ての方は、後期高齢者医療制度に移行した方がそのまま重度心身障害者医療の補助が受けられますから有利なのです。もし「入りません」と選択された場合には、その方に再度お電話をして、本当にこれでいいのでしょうかと再度説明をして、十分に確認をしながら本人の不利益にならないように対応したいと思っております。

委員長（中林宗樹委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） なければこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 先ほど課長の方からも答弁があり、元々この制度自体が複雑ということもあり、やはり後期高齢者医療制度の導入そのものに反対しておりますので、この条例改正については反対をいたします。

委員長（中林宗樹委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号の「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第23号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 4 名、反対 1 名 午前10時47分

~~~~~

日程第 6 議案第24号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について

委員長（中林宗樹委員） 日程第 5、議案第24号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 今回の「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」は、新旧対照表では30ページになりますが、市長の提案理由並びに施政方針でもありましたように、保育所入所の待機児童の解消をはかるため、南保育所の定員を現在の60人から90人に改正するものでございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 南保育所ですが、今定員が60人で実質入所者が定員未達であると以前説明であったような記憶がありますが、その状況がどうかということと、もう一つは、このために教室の新設が必要なのか、あるいは空き教室が当然90人分あるのかどうか、お伺いします。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 現在の入所人員の状況を申しあげますと、定員60名に対しまして45名です。過去も大体三十名の後半から四十名を越えたような入所状況でございます。それと教室の関係でございますが、設置当初が定員90名という状況でございましたので、今のところ増設などは考



えておりません。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） その他の職員等の人的配置ですね、90名に改正することによる受け入れ態勢の準備に掛かる費用等の説明をいただけますか。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 先ほど申しあげましたように、現在45名という児童の状況ですので私どもとしては入所者増を図るための努力をしておりますが、一気に90名までにはいかないのではないかと考えています。今後入所者の状況に応じまして、保育士の数等も改定していくこととなりますので、それに合わせて配置ということになりますので、来年度の予算につきましては、材料につきましては多めに上げておりますが、特に職員等につきましては予算化したものはございません。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 職員の給料と受け入れ児童を30名増にした場合、それだけの予算を計上しておかないといけないと思いますが、平成19年度と平成20年度の予算を比べたところ479万5千円の減額になっているのですが、人件費というのを考えて施行してもらわないといけないと思うのですが、職員の数を増やすということは考えてられてないのかということをお尋ねします。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援担当部長。

子育て支援担当部長（村尾昭子） 定員増に対する職員の増員が出てくるのではないかとということ、その職員の増員の対応はどのように行うのか、予算措置はどのようにやっていくのか、というご質問であると思いますが、今現在、先ほど課長が申しましたように、なるべく早急に90名になるよう努力はしておりますが、一気に即1カ月とかで90名になる見込みではないという状況ですので、当初予算を作成する時点では人件費におきましては、入所児童が増えます時に対定数、児童の数に対して何名、また年齢に応じた人数に対しての保育士の人数というものがございますので、それを見ながら、とりあえずは、嘱託・臨時職員を増員させていくというところで、予算的には増額にはなっていませんけれども定員増ということで打ち出しておりますので、今後におきまして嘱託・臨時職員等の随時の人件費が上がってくるというのは今後の補正予算の中で計上していくということで、内部調整ではやっております。それに合わせます児童の人数ですが、当初予算編成時に即90名ということではございませんので、また時期を見ながらこの運営費に係る予算も増額となりました場合には補正をさせていただくということで進めさせていただくということで考えております。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） おそらく来年度の4月からで、入所の説明会はあっていると思うのですが、おおよそ各保育所の人員が確定しているのではないかと思います、参考までに現在のところどのようになっているのか教えてください。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 8箇所保育所がありまして、780人の定員に対しまして847人の入所を予定しています。

委員長（中林宗樹委員） 他にありませんか。

不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） この保育所設置ですが、待機児童の解消ということで、まずそれが目的でしょうけども、市長のマニフェストで、公約で、それをなくすということから派生してきて、これは良いことだと思うのですが、安易に教室があるからこのようにされたと思うのですが、現在45名しかいらっしやらないのに、それを90名にする努力はするとおっしゃいましたけれども、この件について、担当として、市長として、ここでいいのか、あるいは別のところに増設してでも、という議論というのは無かったのですか。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援担当部長。

子育て支援担当部長（村尾昭子） これまでも、過去におきまして、いろいろ担当部担当課の中では、今後の待機児童を解消していくためにどれだけの保育所が必要なのか、あるいは定員数をどれだけ増員という形で、保育所を増やさなくてもそれぞれの保育所の中でどれだけ定員増にできるのかということは今までも検討、協議と、そういうことはしてきていましたが、今回特に市長のマニフェストの中で南保育所においての施設、そもそも90名の定員で設置しました保育所があるというところで、待機児童の解消のためにここを活用するのが今現在ベストではないかという方針が出されました。そういうことで平成20年度におきましては、南保育所の定員を増に持っていくというところで進めているところでございます。

また、今後、市内全体の人口増に伴います乳幼児の増、そういったところでの検討・研究はやっていかなければならないと思っております。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 是非、定員一杯になるように努力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長（中林宗樹委員） 他に質疑はないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） なければこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第24号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前10時58分

~~~~~

日程第7 議案第25号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

委員長（中林宗樹委員） 日程第7、議案第25号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 議案第25号、太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元の新旧対照表31ページをお願いします。

第2条の下、（平成18年度及び平成19年度における保険料の特例）という部分が現行でございます。この特例につきましては、国の方針で平成18、19年度までは決まったところでありまして、平成20年度におきましては基本的に市町村の判断で特例を設けるか設けないかはできます。そこで太宰府市としましては現状の状況を勘案しまして、平成20年度まで市の判断で保険料の特例を設けるようにしたところでございます。第3項以下につきましては、平成20年度という表現が入っただけで、内容は現行と同じでございます。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） なければこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第25号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時00分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） ここで、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

~~~~~

再開 午前11時15分

委員長（中林宗樹委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） それでは、先ほどの議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」の質疑の中で「連帯納付義務者」と「納期」で保留していた分がありますので、国保年金課長から説明したいということでございます。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） まず、連帯納付義務者ですが、被保険者が属する世帯の世帯主及び配偶者となっております。

それから、第3期の納期ですが、12月が25日までとされているのは、年末年始の休暇をはさみますので、前倒しとしているということです。これは税金と合わせているということです。それから年末年始の休暇が長いものですから、月末に納期を設定しますと、収納する日程が遅くなるということで、早めに25日に設定しているということです。

第4期の納期の1月1日は、締め切りではなくスタートの方ですので特に休みであっても問題はないので1日に揃えているということです。以上です。大変失礼いたしました。

~~~~~

日程第8 議案第26号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

委員長（中林宗樹委員） 日程第8、議案第26号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

人権政策課長。

人権政策課長（津田秀司） 議案第26号、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の77ページをお開き願いたいと思います。

そこに提案理由で説明しておりますとおり、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の設置に伴いまして、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、提案する次第でございます。

78ページに太宰府市老人ホーム入所判定委員会の次に、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の設置を行うものでございます。目的としては、ここに書いてありますとおり、さまざまな人権問題に関する人権施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議することとしております。

では、本審議会を設置いたします理由を詳しく説明させていただきます。

まず、市長の施政方針で述べていますとおり、（仮称）人権尊重のまちづくり推進基本指針策定に向けて本審議会を設置するものであります。

お配りしています、資料1をご覧ください。資料1に（仮称）人権尊重のまちづくり推進基本指針策定に向けた取り組み案についてということで、策定理由で「（仮称）人権尊重のまちづくり推進

基本指針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び太宰府市人権都市宣言に関する条例に基づき今後の太宰府市における人権施策を総合的かつ計画的に推進していくため基本的な考えや方向を示すもので、施政方針に示したとおり基本指針の策定に向けた取り組みを進めていく方針です。」ということで謳っております。この策定理由の一行目に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律とありますが、資料4で添付しております。これが、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、平成12年12月に施行されたものであります。目的、第1条の条文を読ませていただきますと「この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人権、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。」ということが謳われております。このことから国はこの法律の第7条に基本計画の策定ということで「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」ということから、国においても平成14年3月に人権教育及び人権啓発に関する基本計画を策定しております。また、第5条のところに地方公共団体の責務ということが記されております。「地方公共団体は、基本理念に則り、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ということで、福岡県でも法律の第5条に基づきまして、平成15年に福岡県人権教育及び啓発に関する基本指針を策定しております。現在福岡県が県内市町村に本法律による基本計画の策定の指導をされておるところであります。

資料1に戻っていただきますと、1のところに「審議会及び検討委員会の設置について」ということで、最初に基本指針策定に向けて、市の人権行政のあり方について諮問を行うため審議会を設置する。次に、人権施策の見直しに着手するため、市役所内部の関係部・課長職員による策定委員会を設置する。ということにしております。2のところに「基本指針策定の背景」として、これまで本市の人権施策につきましては、平成7年12月に、資料5にあります、太宰府市人権都市宣言に関する条例を制定して今日まで施策を推進しております。平成13年には、太宰府市人権教育のための国連10年太宰府市行動計画を策定、平成15年に太宰府市人権・同和政策基本方針・計画を策定しております。それから平成18年度からは、第四次総合計画後期基本計画において、施策の柱として、人を大切に豊かな心を育むまちづくりをあげ、人権の尊重と同和対策の充実を重要施策と位置づけてきております。しかしながら、今尚、部落差別を初めとする女性や子ども、高齢者、障害者、外国人など様々な人権問題が発生しております。こういった観点から今後は人権の尊重をまちづくりの視点と捕らえ、本市における様々な人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため人権尊重のまちづくりという名称を付けまして、人権尊重のまちづくり推進基本指針を策定していくものでございます。3の「基本指針策定への取り組み」ですが、「太宰府市ではこれまで取り組んできた人権・同和政策行政、とりわけ人権教育・人権啓発の中で培ってきた様々な成果や課題をもとに、今後の本市における人権行政をさらに構築していかなければならない。今後の取り組みとしては、基本

指針策定に向けて、各課の中にどのような人権課題があるかを洗い出すための現況調査から初め、事務事業が人権に配慮された施策になっているか施策の見直し等を行いながら基本指針策定につなげていく」ということしております。

もう少し詳しく説明したものが、資料2でございまして、人権尊重のまちづくりのイメージ図をつくっております。真ん中の下に個別の人権問題がございます。1番の同和問題から2番、女性の人権問題、3番、子どもの人権問題からずっとそれぞれの個別の人権問題があります。これらの人権課題について、新たな施策推進にあたっての人権尊重のまちづくり推進の基本指針を策定していくわけですが、その背景となっていくのは、左側の基本指針の位置づけが根拠でございます。

日本国憲法や地方自治法に定められた基本的人権の尊重や住民の権利を確立するため。

人権教育及び人権啓発推進に関する法律に人権施策の策定が定められているため。

太宰府市人権都市宣言に関する条例に基づく差別のない明るいまちづくりを実現するため。

第四次総合計画後期基本計画の基本方針に人権の尊重と同和対策の充実を掲げているため。

とうことで、これまで行ってきましたが、さらにこれらを反省の上、再構築という意味で人権の尊重のまちづくりの推進の基本指針を策定していくものでございます。この基本指針策定によりまして次の上の方ですけれども、総合行政としての人権施策の推進をしていく、人権尊重の視点に立った施策の推進をしていく。それが結果的には、一番上の人権尊重のまちづくりに繋がっていくと考えております。その右側に、人権の尊重こそがまちづくりの基礎というキーワードを立てて、この指針をつくっていきたいと思っております。

資料3をご覧くださいと思います。本条例の太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会を詳しく説明したのがこの規則でございます。

第1条、趣旨が太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条が、所掌事務、次に各号に掲げるとおりとするということで、(1)市長の諮問に応じ、人権施策の総合的かつ計画的な推進に関し、調査審議し、答申すること、(2)太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針に関すること、(3)人権施策の実施状況に関し、市長に対し、報告を求め、及び意見を述べること。(4)その他人権施策の推進について必要な事項

第3条、組織、審議会は7人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ということで、(1)識見を有するもの、(2)関係行政機関の職員、(3)その他市長が適当と認める者。

第4条、任期、委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任は妨げないということにしております。

次の4ページのところが、附則で、この規則は、平成20年4月1日から施行するということにしております。

以上附属機関としての太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会を説明いたしました。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 今、説明していただきましたけれども、資料3のところの第3条ですね、審議会の7人以内の構成のところですが、この後の議案第27号と関連するかもしれませんが、この条文の(1)から(3)のところを見ますと、前の同和対策審議会とどう違うのかというのが私にはちょっと分かりにくいのですが、その点についてはどういうことになっているのでしょうか。

（人権政策課長「委員長、はい」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

人権政策課長（津田秀司） 前の審議会は、人数が15人程度でしたが、今回半分程度にしております。といいますのは、それぞれ同和団体や女性団体、高齢者の団体そういった団体の代表者は、今回の場合は外したいというふうに思っております。

団体の代表者が入りますと、この人権に関しましては、非常にイデオロギーが発生し易いので、審議会がそちらの方に左右されるという意味合いも含めまして、今回は主に識見を有する者、関係行政機関の職員ということで、人権擁護委員あるいは弁護士、それから法務局の職員、県職員ということで、識見者のみの組織としたいと思います。団体の代表者の意見については、基本指針を策定する中の、途中において聞きながらこの指針をつくっていきたいと思っております。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 団体の代表者を外すということでしたけど、例えば、(3)のところ、その他市長が適当と認める者ということで、団体の代表の方が入ってくる可能性はないのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

人権政策課長（津田秀司） その他市長が適当と認める者の中には、例えば、市民からの応募、市民の代表者を選ぶということも一つあります。それからどうしても代表者が必要ということであれば、市長が適当と認める者に入ってくるだろうというふうに思っております。

（安部啓治委員「いいですか」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） はい、安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 藤井雅之委員の関連ですけども、7人以下の中に、女性の登用は現段階では考えられているのでしょうか。考えているとすれば何人でしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

人権政策課長（津田秀司） 男女協働参画推進プランの中では女性の登用ということを大きな課題ということで謳っております。女性の登用率をこのプランの中では35%ということ謳っておりますので、少なくとも男性女性の割合をバランスよく取らなければならないと思っております。2人ないし3人は女性を入れたいと思っておるところでございます。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） ちょっと難しい問題だと思いますが、資料2の中で、仕事上で電話あるいは窓口に来られると思いますが、障害者の人権問題、エイズの問題、女性の人権問題、こういうのは、やはり優れた人が窓口にいないと、それにこれは外国人の人権問題まで入っていますから、総合的に判断ができる人でないと、こういう対応はできないと思うのですが、そういう職員がおられるのか。

また、相談員をつくるのか、それによって、相談室あるいは個室があるのか、それから会議は代表者7人以内となっていますが、代表者で会議する時は一応結果は出ていると思うのですよね、こういう問題があったかぐらいで。

会議の回数を含めてお願いします。

委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

人権政策課長（津田秀司） 順不同になりますけど、会議の回数ですが、この審議会の回数に関しましては、本年度の予算で計上していますけれども、7回程度予定しております。

それから、相談員の件ですけど、女性問題については、これという相談員はおりませんので今女性問題についてはいろんなところで相談箇所があります。例えば、人権擁護員さんもそうですけど、太宰府市ではアジア女性センター筑紫ホットラインとうところに委託しておりますので、女性問題に関しましては、こういった様々な形で相談箇所が増えておるところでございます。同和問題に関しましては、私ども職員が、ある程度はアドバイスなりは、していきたいと思っております。それから子どもの人権とか高齢者の人権というものについては、それぞれの所管課がやっていくことになろうかと思えますけど、それぞれの相談員というのは今後の検討課題になってこようかと思っております。そういったものも含めまして、今後どうしていくかというところを基本指針の中で煮詰めていきたいと思っているところでございます。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） これは、施行は今年の4月からですね。

委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

人権政策課長（津田秀司） 審議会は、4月1日からスタートしまして、それから基本指針をつくっていくということです。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） このイメージ図とかは、まだその後からしかなないということ、相談窓口とかは、その会議を開いた後、こういうものを審議するということですか。

委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

人権政策課長（津田秀司） はい、審議会を開いた後に、こういった諸々のことについて、これはまだイメージ図ですから、こういったふうにすればどうかという事務局の案ですから、これから審議会の中でこういう事柄について審議されていくと解釈しています。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） それで、課長の今の答弁を聞いていたら、女性の人権問題はあっちに行



きなさい、子どものはこっちに行きなさい、エイズの問題はあっちに行きなさいということで、窓口にみえた人があっちこっちに行かなければならないという不便なことでは相談にならないと思うから、そういうところを気付けておかないといけないと思うのです。だからしっかりとした相談者を置くというぐらいの気持ちを持っていないと、せっかく良い案ができていてもと思うのです。ちょっとその点が心配ですから。

委員長（中林宗樹委員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今議題となっています、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会と言いますのは、資料2にある個別の人権の問題を総合的に進めようとする基本指針の策定に向けての審議会でございます。この中で十分に議論をしていただいて、そして議論の結果を受けて行政内部で再度議論をして、人権尊重のまちづくり推進基本指針をつくるわけです。個別ないろいろな問題につきましては、策定した後に、実施計画なり、事業計画なりの中でやっていくわけですが、それを総合的にまちづくりとしての部分で行政側がつくる前段としてこの審議会で議論していただくということです。ご心配の部分については、基本指針を受けたところで、その先の話でございます。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） ここでお願いしておきたいのは、やはり、そういう心配な方をあっちにやり、こっちにやり、ということはないように十分お願いしておきます。

委員長（中林宗樹委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） なければこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 人権の尊重というのは当然のことと思いますけれども、今審議会の構成のところを質問して各団体の代表を外すというふうに言われておりますけれども、まだ、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会規則の第3条の(3)のところですね、その団体の代表等が入ってくる可能性があるという以上、同和対策審議会との関連が、ただ名前の付け替えだけに感じられるところがございますので、この条例については反対をいたします。

委員長（中林宗樹委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第26号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 4 名、反対 1 名 午前11時39分

~~~~~

日程第 9 議案第27号 太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について

委員長（中林宗樹委員） 日程第 9、議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」を議題とします。

執行部からの補足説明を求めます。

人権政策課長。

人権政策課長（津田秀司） 議案の79ページをお開きいただきたいと思います。議案第27号、太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例についてご説明いたします。

先ほど説明申しあげましたとおり、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の設置に伴って廃止を行うものでございます。今後策定いたします太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律のとおり、同和問題だけでなく、女性の人権、子どもの人権、障害者の人権、高齢者の人権など、様々な人権問題を対象としています。

従いまして、様々な人権問題の差別解消に向けた施策の審議を行う審議会へと引き継いでいくため、同和問題を中心とした現同和対策審議会の条例は廃止するものでございます。附則としてこの条例は平成20年 4 月 1 日から施行することにしております。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 同和対策審議会条例を廃止するということには基本的には賛成ですが、提案理由にあります太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会設置に伴い廃止するという理由では賛成することはできませんので反対いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第27号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成 4 名、反対 1 名 午前11時42分

~~~~~

日程第10 議案第28号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

委員長（中林宗樹委員） 日程第10、議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

当委員会所管分の審査を行います。

まず、補正予算書4ページ、第3表、債務負担行為補正について補足説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（新納照文） 債務負担行為につきましては、2点ございます。

障害者福祉システム保守委託料、並びに賃借料でございます。

それぞれ、平成20年度から平成24年度までの5カ年の債務負担行為でございます。

限度額はここに掲げておりますとおり、保守委託料は673万5千円、そして賃借料につきましては1,044万5千円でございます。

内容につきましては、障害者自立支援法の事務の処理方法が大幅に見直されました。国、県、市の電算化によるものでございます。まだ手作業で行っていた経緯がございます。この事務処理の大幅な見直しによりまして全国的に横一線になるうかと思えます。

特に何をするのかとなりますけれども、障害者それぞれの台帳がございます。その台帳の管理によって、この方がどのようなサービスが受けられるのか、あるいはこれからどういう状態にあるのか、それが全てデータとしてそれぞれの台帳に入っておりまして、国、県が要求してくる統計資料並びに月間報告資料におきまして迅速に抽出できまして、報告もできるだけ早く行うことができるということになります。全体で11項目ほどのシステム構築を行わなければならないということになっております。このことから、今委託しております国民健康保険団体連合会関係の事務が市の方に移管されてまいります。これも国の方からの指導がございまして、県の行っている一部の作業につきましても市で行うようなことになっておりますので、是非このシステムを導入しまして障害福祉事業が円滑に進みますように私どもも努力していきたいと思っております。どうぞよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） それでは歳入歳出に入ります。

お諮りします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行います。歳出の補足説明におきまして、歳入が関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳入についても説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行います。執行部におかれましては、歳入に関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いいたします。

また、今回の補正において入札減、不用額、執行残等による減額分につきましては、説明を簡略に行ってください。

それでは、補正予算書14ページから17ページの3款民生費、1項社会福祉費について、1目ら順に補足説明を求めます。

(国保年金課長「はい、委員長」と呼ぶ)

委員長(中林宗樹委員) 国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 3款1項の社会福祉総務費の15ページの説明の欄ですが、特別会計関係費について説明いたします。

これは、国民健康保険事業特別会計基盤安定制度から繰り出す繰出金でございます。529万6千円、これは保険税を軽減した分に対する充当分を繰り出しております。歳入が関係してまいります。9ページをお願いします。この繰出金に対しまして、国庫支出金の14款1項1目9節の保険基盤安定制度負担金55万5千円、これが国の補助金です。15款の同じく7節の保険基盤安定制度負担金326万5千円、これが県からの補助金になっております。以上です。

委員長(中林宗樹委員) はい、2目。高齢者支援課長。

高齢者支援課長(古野洋敏) 2目老人福祉費、高齢化社会対策費の償還金、利子及び割引料で低所得者特別対策事業費県補助金精算返還金22万9千円です。これは平成18年度の実績に基づいて19年度に返還する金額でございます。

続いて、特別会計関係費、繰出金、介護保険事業特別会計繰出金226万4千円、これは、介護保険特別会計に繰り出す金額でございます。詳細については、その中でご説明申し上げます。

委員長(中林宗樹委員) 8目。国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 8目の後期高齢者医療費関係費、委託料ですが、これは社会保険の被扶養者の保険料負担が新たに特例で軽減されるようになりましたので、その分のシステム改良費の委託料を280万3千円計上しております。これについては国庫から補助金がでております。9ページをお願いします。14款国庫支出金の補助金ですが、後期高齢者医療制度創設準備事業補助金70万円が国からの補助金になっております。以上です。

委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) それでは次に、16、17ページの3款2項、児童福祉費について1目から順に補足説明を求めます。

(子育て支援課長「はい、委員長」と呼ぶ)

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 3款2項1目23節の母子福祉関係費の精算返還金でございますが、平成18年度の事業費確定に伴いまして返還が生じたので補正をさせていただくものでございます。

続きまして、2目の児童措置費の20節扶助費、助産施設入所措置費ですが、当初措置費としまして1名分を見込んでおりましたが、5名の入所見込みとなりましたことから不足します4名分につきまして追加補正を行うものでございます。

今回の補正に伴いまして、歳入8、9ページになりますが、14款国庫支出金1項1目2節及び15款県支出金1項1目1節の児童福祉費負担金がそれぞれ追加交付となりますことから補正をさせていただいております。

16ページの歳出に戻っていただきまして、3目の保育所費、私立保育所関係費の委託料の追加でございますが、追加の理由といたしましては、平成19年4月から保育単価が改正されたことや、保育単価が高い0歳児の入所が増加したことから委託料に不足が生じる見込みとなりましたことから追加補正をさせていただいております。恐れ入りますが、また、歳入の方に戻っていただきまして、12款分担金及び負担金の2項負担金、保育所保育料現年分の追加でございますが、先ほど申しあげました保育単価の高い乳児、低年齢児の入所増や所得税が課税されている世帯、特に第4階層の世帯の増加などで調定が伸びましたので、保育料の追加を行っております。

あと、歳入の10、11ページでございますけれども、20款諸収入の5項雑入、民生費の雑入ということでございますが、保育所運営費に係ります平成18年度の精算交付金が事業費の確定に伴いまして、国庫分としまして673万9千円、県の交付金としまして336万9千円が追加交付されましたので合わせまして1,010万8千円を追加補正しております。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 5目。国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 乳幼児医療費の補正でございますが、70万円計上させていただいております。これは1歳拡充しております市単独の医療費の分を補正しております。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 母子生活支援施設関係費で、1名の予定が5名になったということですが、急遽4名分が増員になったということですが、特に理由がございましたら教えてください。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 先ほど申しましたとおり、当初の見込みが1人であったのが生活困窮世帯に対しての助成を行っている部分でございますが、該当される方が当初に見込みきれてなかったという状況であったと思います。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 見込み以降の転入とかそういうことではなかったということですか。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） そのとおりでございます。

（子育て支援担当部長「追加でよろしいですか」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） はい、子育て支援担当部長。

子育て支援担当部長（村尾昭子） 助産施設をご利用される方、これは課長が申しましたとおり、生活保護までではない、しかし、生活が困窮しているから出産費用が足りませんということで出産費用は病気治療とか予防とかそういうことではありませんので、急遽家計費が不足するというようなことで、出産費用がないというご相談が突如飛び込んで来るわけです。そして、この方々がどこでも出産できるわけではございません。県で決められた、こういう方々が出産できる病院が決められておりますので、かなり公的な大きな医療機関の産婦人科に行っていただくということになります。そういった中での出産ということになりますので、人数的には、事前には、ほとんど見込みません。あとで補正ということがほとんどでございます。

委員長（中林宗樹委員） それでは次に、18、19ページの3款3項、生活保護費について補足説明をお願いします。

福祉課長。

福祉課長（新納照文） 生活保護認定支給事務関係費でございますけども、例年この時期に平成18年度の精算金が発生いたします。国庫負担金及び補助金の精算返還金が319万1千円、及び4万7千円でございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） それでは次に、4款衛生費、1項保健衛生費について補足説明を求めます。

環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 環境基本計画推進費の積立金でございます。これは、環境基金積立金の利子が当初では0.1%としておりましたけれども、利率が0.4%近く見込めますことから、11万5千円を補正するものでございます。

この件に関しましては、歳入と関連しますので、歳入の10、11ページをお願いいたします。16款1項2目1節、利子及び配当金の下から3行目の環境基金利子を同額補正させていただくものでございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 以上で歳出を終わります。

次に、歳入に入りますが、先ほど歳出で説明していただきました項目以外で歳出に関連していない箇所がありましたら補足説明をお願いします。

それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第28号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時59分

~~~~~

委員長(中林宗樹委員) ここで、午後1時まで休憩とします。

(休憩 午前11時59分)

~~~~~

(再開 午後1時)

委員長(中林宗樹委員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~

日程第11 議案第29号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

委員長(中林宗樹委員) 日程第11、議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

それでは、補正予算書における主な内容について補足説明を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) では、歳出予算から説明させていただきます。

32ページ、33ページからです。

まず、1款の総務費ですが、説明欄で庶務関係費、委託料308万7千円、これは制度改正に伴うシステム変更の委託料になっております。18節の備品購入費、パソコンですが、補助金申請、及び事業実績報告システムに対応するためのパソコンの買い替えでございます。

歳入が関連しますので歳入の28ページをお願いします。2款国庫支出金、財政調整交付金ですが、224万6千円。この事業に対し、国から補助金が入っております。

また、32ページ、33ページをお願いします。2款の保険給付費になります。医療費の予算不足が

見込まれますことから、療養諸費で1億2,807万円補正しております。この分につきましても歳入が関連しますので28ページをお願いします。まず、2款の国庫支出金、療養給付費等負担金、これが、8,805万9千円の増。及び3款の療養給付費交付金、これが313万6千円の増。この2件が歳入として計上しております。

歳出の32、33ページでございますが、4款の介護納付金、次の34、35ページ5款の共同事業拠出金、これらの補正はすべて、平成19年度の納付金が決定したことに伴います補正の増減となっております。

6款の保健事業でございます。説明の欄で健康表彰関係費、これは執行残になっております。次の医療費適正化特別対策関係費、マイナスの部分につきましては執行残でございます。プラス予算のうち13節の委託料、電算委託料、これは新たに特定健診用のマスタを作成しますのでその分の補正を計上しております。15節の工事請負費、これも新たに特定健診事業及びレセプト点検システム導入に伴います設備設置工事でございます。

7款の基金積立金。2万5千円でございますが、これは、財政調整基金に付きました利息を積み立てております。歳入の28、29ページをお願いいたします。6款の財産収入、利子及び配当金で2万5千円歳入補正を計上しております。歳出につきましては以上でございます。

歳入の追加説明をさせていただきます。28、29ページの7款繰入金、一般会計繰入金でございますが、1節の保健基盤安定制度繰入金、2節の保険基盤安定制度繰入金、5節の財政安定化支援事業繰入金これらは、一般会計から国保特会に繰り出されたものを歳入で繰り入れているものでございます。以上で補正予算の概略の説明を終わります。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第29号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時5分

~~~~~

日程第12 議案第30号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について



委員長（中林宗樹委員） 日程第12、議案第30号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書における主な内容について補足説明を求めます。

（高齢者支援課長「委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 補正予算書42、43ページをもとにご説明申し上げます。歳出歳入の絡みがありますので、一緒にご説明いたします。

まず、歳出につきましてですが、1款、1目の一般管理費、庶務関係費の委託料ですが、介護保険システム電算委託料です。先ほど申しあげました保険料激変緩和措置の部分でございます。これが304万5千円でございます。これの歳入につきましては、このページの一番上にあります、2款、国庫支出金、国庫補助金が78万1千円。それと先ほど一般会計で申しあげました6款繰入金で226万4千円。合計額で304万5千円になっておるところでございます。

次に、8款、基金積立金、介護給付費支払準備基金積立金で10万9千円でございます。これは歳入の方にもございますけれども、5款、財産収入、利子及び配当金の介護保険給付費支払準備基金利子10万9千円の歳入がありましたので基金の方へ積み立てる状況でございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第30号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時8分

~~~~~

日程第13 議案第31号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

委員長（中林宗樹委員） 日程第13、議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書における主な内容について補足説明を求めます。

（人権政策課長「委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

人権政策課長（津田秀司） 議案第31号、平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

歳入、歳出は関連がありますので、一括してご説明申しあげます。

補正予算書の48、49ページをご覧くださいと思います。

歳入、歳出それぞれ14万2千円の補正をお願いするものであります。当初予算では、この積立金の運用利子として普通預金の利率でもって、運用益8千円を計上しておりましたが、会計課の方で利回りの良い短期国債や定期預金に預けたことによりまして14万2千円の収入増になっております。歳出において、この基金から生ずる14万2千円を改めて基金に積み立てているということでございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで質疑は終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第31号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時10分

~~~~~

日程第14 請願第1号 JR不採用問題の早期解決を求める請願

委員長（中林宗樹委員） 日程第14、請願第1号「JR不採用問題の早期解決を求める請願」を議題といたします。

ただ今から協議を行います。委員の皆さんからご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで協議を終了します。

それでは討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号「JR不採用問題の早期解決を求める請願」を採択することに賛成の方は挙手願います。

(少数挙手)

委員長(中林宗樹委員) 少数挙手です。

したがって、請願第1号は、不採択とするべきものと決定いたしました。

不採択 賛成1名、反対4名 午後1時12分

~~~~~

日程第15 意見書第1号 介護労働者の待遇改善を求める意見書

委員長(中林宗樹委員) 日程第15、意見書第1号「介護労働者の待遇改善を求める意見書」を議題とします。

意見書第1号について、委員の皆さんから意見をお伺いします。

ご意見はありませんか。

委員長(中林宗樹委員) 安部陽副委員長。

副委員長(安部 陽委員) 私も実態を見まして、意見書の5行目に「耐え切れず退職していくケースが多発しております」と。これは、この方たちは、低賃金という問題が出てきていると思うのですね。待遇改善という立場からすると、この意見書は通すべきではなかろうかと思っております。賛成の立場で考えております。

委員長(中林宗樹委員) これで協議を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号「介護労働者の待遇改善を求める意見書」を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、意見書1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時14分

~~~~~

委員長(中林宗樹委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しまし

た。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

~~~~~

閉会 午後1時15分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成20年4月30日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹